

議案第11号

西脇市中畑林間ファミリー園条例及び西脇市日本のへそ日時計の丘公園条例の一部を改正する条例の制定について

西脇市中畑林間ファミリー園条例及び西脇市日本のへそ日時計の丘公園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年2月24日

西脇市長 片山 象三

(理由)

受益者負担の原則に基づき、使用料の適正化を図る必要があるため。

西脇市中畑林間ファミリア一園条例及び西脇市日本のそ日時計の丘公園条例の一部を改正する条例

(西脇市中畑林間ファミリア一園条例の一部改正)

第1条 西脇市中畑林間ファミリア一園条例(平成17年西脇市条例第124号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
別表第2(第7条関係)			
施設	使用料		
	10:00～ 12:00	13:00～ 15:00	15:00～ 17:00
管理棟兼実習用建物	2,050円	2,050円	2,050円
	10:00～ 12:00	13:00～ 15:00	15:00～ 17:00
コテージ(2日間を限度)	10:00～17:00		10:00～翌日10:00
	1,050円		
テントサイト(1張りにつき)	高床式		
	700円		
平地式	350円		
	(略)		

(西脇市日本のそ日時計の丘公園条例の一部改正)

第2条 西脇市日本のそ日時計の丘公園条例(平成24年西脇市条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
別表第2(第9条、第19条関係)			
区分	使用料		
	(略)		
オートキャンプ場	宿泊ロ ッジ	1室1泊につき 1人当たり	下表に掲げる額に 1,000円を、休 前日以外の日は 800円を加算した額 とする。
		1 2	(略) 休前日とは、休 日(土曜日、日曜 日、国民の祝日に 関する休日並びに12 月29日から1月3 日まで及び8月13
1号室	定員 (人)	休前日 (円)	休前日 以外の 日(円)
	(略)		

		日から8月31日までの日をいう。以下同じ。)の前日 その他イベントの実施日等で休前日として市長が指定する日をいう。以下同じ。(略) 3～5		日から8月15日までの日をいう。以下同じ。)の前日 その他イベントの実施日等で休前日として市長が指定する日をいう。以下同じ。(略) 3～5	
～4号室	6	9,000	7,000	6	8,000
5号室 ・6号室	6	8,000	6,000	6	7,000
7号室	5	11,000	9,000	5	10,000
8号室 ～10号室	4	10,000	8,000	4	9,000
コテージ	1棟(定員7人) 1泊につき 休前日は12,000円、休前日以外の日は10,000円、それぞれ1人当たり1,000円を加算した額とする。				
オートキャンプサイト	宿泊に利用する場合	1区画1泊につき 休前日は4,000円、休前日以外の日は3,500円			
	宿泊以外の目的に利用する場合	1区画1回につき 休前日は2,000円、休前日以外の日は1,500円			
(略)					
(略)					

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年9月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の西脇市中畑林間ファミリー園条例及び西脇市日本へのそ日時計の丘公園条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料について適用する。